

こどもの居場所づくり事業助成金 事務手続き

もくじ

1. こどもの居場所づくり事業助成金

- (1) 概要
- (2) 助成対象要件
- (3) 助成金の内容

2. 開設までの流れ

- (1) 開設までのステップ
- (2) 事務手続きの流れ

3. Q & A

- (1) 助成対象要件
- (2) 助成内容
- (3) 助成対象経費
- (4) その他

発行元：公益財団法人こども財団 こども支援担当

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 西日本こども研修センターあかし
TEL 078-920-9670 FAX 078-920-9671

2025年（令和7年）4月改訂



1. こどもの居場所づくり事業助成金

(1) 概要

こどもの居場所づくり事業助成金は、こどもの居場所づくりの推進を目的として、明石市内にこども食堂を開設し、又は運営する団体または個人に対して、交付する助成金です。

(2) 助成対象要件

以下の要件のすべてを満たす団体または個人に助成します。ただし、「営利を目的としている場合」、「政治、宗教又は思想活動を目的としている場合」は、助成対象とはなりません。

- ① 明石市内でこども食堂を開設し、又は運営すること。
- ② 明石市民がスタッフとして運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- ③ 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- ④ こども食堂について地域への適切な周知がなされ、主に市内に居住する子どもの十分な参加が見込まれること。
- ⑤ 子どもに、学習、遊び又は地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- ⑥ 地域に開かれた運営ができること。
- ⑦ 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。
- ⑧ 法令及び公序良俗に反しないこと。

(3) 助成金の内容

① 助成金の種類

- 運営助成：食材費等に係る経費に対する助成
- 特別助成：その他こども食堂の開設・運営に必要な経費に対する助成
- 衛生管理助成：食品衛生協会主催の「食品衛生責任者養成講習会」の受講料実費分に対する助成
- 専門職連携助成：専門職への謝礼実費相当額に対する助成

※ 事前に届け出が必要です。

区分	食事型	市販品型
運営助成（開催1回につき）	20,000 円	10,000 円
特別助成（1年度に1回）	50,000 円	30,000 円
衛生管理助成（1人当たり）	10,000 円	
専門職連携助成（開催1回につき）	5,000 円	
助成金の上限額（1年度につき）	1,300,000 円	

＜飲食店営業を許可された飲食店が運営する場合＞

区分	食事型	市販品型
運営助成（開催 1 回につき）	10,000 円	
特別助成（1 年度に 1 回）	20,000 円	
衛生管理助成（1 人当たり）	—	
専門職連携助成（開催 1 回につき）	5,000 円	
助成金の上限額（1 年度につき）	650,000 円	

② 実施形態

A. 食事型

こども食堂において手作りの食事を提供する（参加者と一緒に調理をする場合を含む。）ことをいいます。

B. 市販品型

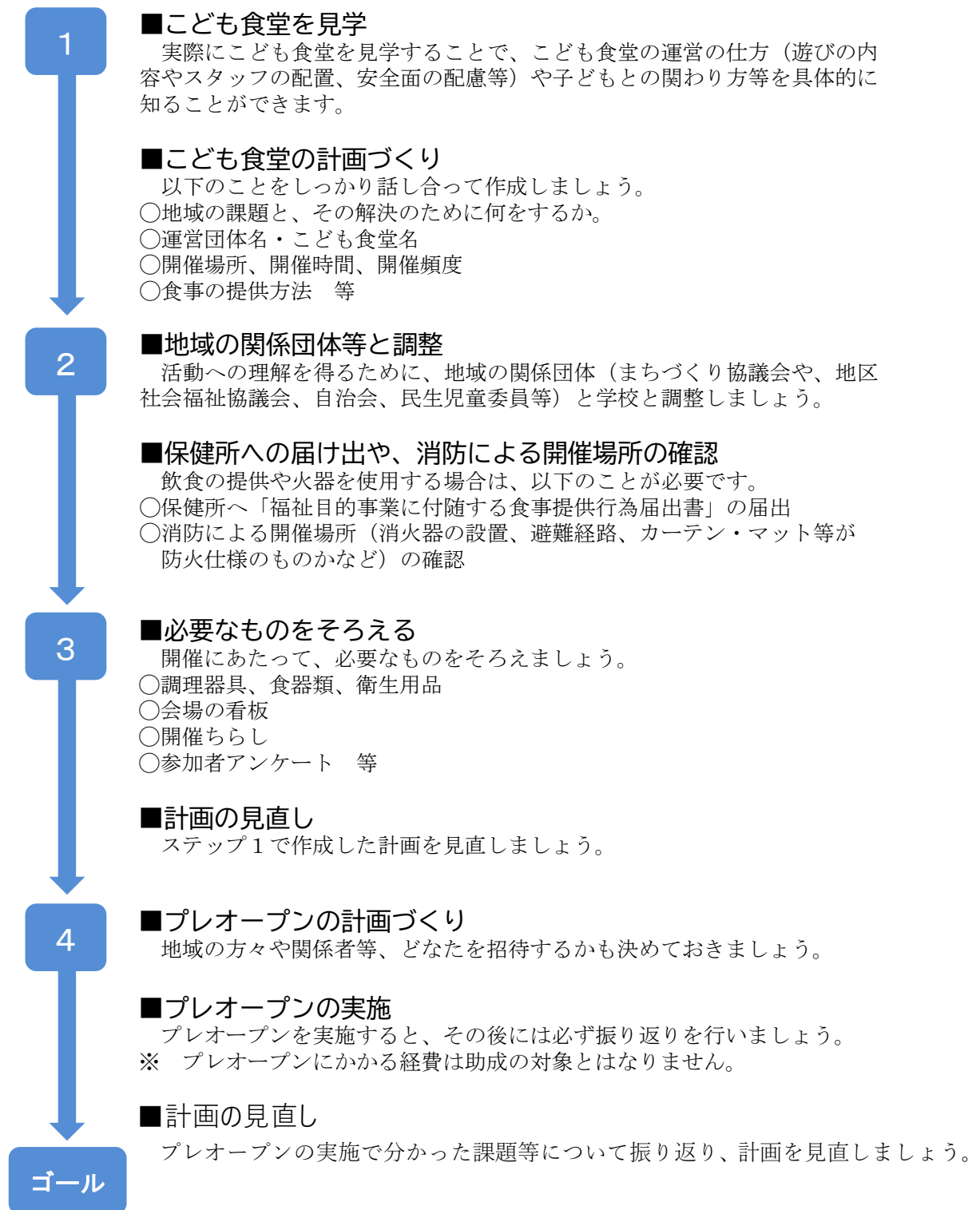
こども食堂において市販の食品（パンやお菓子、お弁当等）を提供することをいいます。また、手作りであってもおやつとして提供されるものは市販品型となります。

※ 基本的には食事型だが、学校の長期休みなどの期間中は市販品型で実施するなど、年間を通して実施形態を組み合わせる実施することができます。

2. 開設までの流れ

(1) 開設までのステップ

開設までの4つのステップ



(2) 事務手続きの流れ

① こども食堂の計画

どのようにこども食堂を開設するか、運営スタッフや場所の確保、開催時間、子どもの定員、メニュー、広報の方法等について、しっかり話し合ってください。

② 助成金の申請

原則、プレオープンを実施し、課題解決できたことを確認してから、以下の書類をご提出ください。

- こども食堂運営者情報（様式第1号）
- こども食堂計画書（様式第2号）
- こども食堂開催予定表（様式第2号別紙）
- こどもの居場所づくり事業助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- こども食堂計画書別表

※ 開催日時に変更がある場合は、こども食堂開催予定表（様式第2号別紙）をご提出ください。

※ 開催回数を増やすなど、助成金の追加交付が必要な場合は、別途請求書等をご提出ください。

③ 申請内容の審査

申請内容について、外部の有識者を含む審査委員が、公益性、計画性、事業内容等を着眼点として審査します。審査後、財団理事会が助成金交付の可否等を決定し、お支払いします。なお、審査から支払いまでには2～3か月程度要します。

※ プレオープンについては、助成金対象外となります。

※ 飲食店での開催を検討しているこども食堂については、プレゼン審査を行います。

④ こども食堂の開催

こども食堂活動記録（様式第5号別紙）に様子を記載し、経費についてはメモを取り、領収書やレシート等を保管しておいてください。

⑤ 活動の報告

3月のこども食堂開催後、以下の書類をご提出ください。

- こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書（様式第4号）
- 変更申請理由書（様式第4号別紙）
- こども食堂実施報告書（様式第5号）
- こども食堂活動記録（様式第5号別紙）
- 収支記録（様式第5号別紙）

※ 開催回数の変更等により、助成金の残額が生じた場合は、返還してください。

※ 食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は、受講者の「修了証の写し」と「領収書」をご提出ください。

※ レシートや領収書等の提出は不要ですが、必ず保管しておいてください。

⑥ 活動記録の確認

提出いただいた報告について、収支記録と合わせて、内容を確認します。

3. Q&A

(1) 助成対象要件

- ① 運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？
- ② 運営スタッフは何人必要ですか？
- ③ 子どもの最低参加人数はありますか？
- ④ 校区外の子どもの参加は認められますか？
- ⑤ 安全面では特に何に注意する必要がありますか？
- ⑥ こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？

(2) 助成内容

- ⑦ 運営助成の残金が発生した場合、その残金をどう取り扱えばいいですか？
- ⑧ 開催を中止したり、食品衛生責任者養成講習会に参加しなかった場合の助成金は、翌年度に積み立てることが出来ますか？
- ⑨ 翌年度に積み立てることができる助成金に上限はありますか？
- ⑩ 特別助成の助成金の額はどのように決まりますか？
- ⑪ 食事型で実施する場合、どこまで手作りする必要がありますか？
- ⑫ テイクアウト・デリバリー型での食事の提供は対象になりますか？
- ⑬ 備品購入の上限額はありますか？
- ⑭ 専門職連携助成の対象となる専門職はどんな方ですか？
- ⑮ 専門職の方には何をしてもらうことができますか？
- ⑯ 運営スタッフの中に専門職がいる場合は専門職連携助成の対象となりますか？

(3) 助成対象経費

- ⑰ 運営助成の経費として何が認められますか？
- ⑱ 特別助成の経費は何が認められますか？
- ⑲ 当てはまる費目がない場合はどうすればいいですか？
- ⑳ 学生ボランティアの交通費は助成対象か？

(4) その他

- ㉑ 食事を提供する対象は子どもだけですか？
- ㉒ 子どもたちの対象校区はどこまでですか？
- ㉓ 食事を提供する際の注意点は？
- ㉔ 家庭の台所等で、原材料の下処理を行うことはできますか？
- ㉕ 調理時の注意点は？
- ㉖ 食事はすべて手作りしないといけませんか？
- ㉗ サンドウィッチ等も手作りの食事ですか？
- ㉘ 1日に、朝食、昼食、夕食の提供を行ったとき、回数はどうなりますか？
- ㉙ 大人も無料ですか？
- ㉚ 「明石市」を対象地域に気象警報（特別警報含む）が発表された場合、どう対応したらいいですか？
- ㉛ 気象警報等が発令されこども食堂を中止した場合、準備にかかった経費は助成対象ですか？
- ㉜ 食物アレルギー対応は必要ですか？
- ㉝ 営業許可を取る必要はありますか？
- ㉞ 保険加入は必要ですか？
- ㉟ 長期休みの間だけ開催場所を変更することはできますか？
- ㊱ 子ども会等、特定の子どもの対象としてもいいですか？
- ㊲ チラシ作成時の留意点は何ですか？
- ㊳ SNS等にこども食堂の写真を掲載してもいいですか？

(1) 助成対象要件

Q		A
①	運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？	全員が明石市民である必要はありません。ただし、代表者、運営スタッフ等として、明石市民が運営に関わる体制が一定程度整っていることが必要です。 なお、「地域の気づき・交流の拠点」としての観点から、校区内在住の方が運営に関わるのが、より望ましいです。
②	運営スタッフは何人必要ですか？	子どもの参加人数にもよりますが、調理や遊び・学習支援、広報、会計等を無理なく分担するには、5人程度は必要と考えます。
③	子どもの最低参加人数はありますか？	最低1人以上の参加は必要です。自治会回覧の活用や、学校へのチラシ配布等、地域へ広く広報を行った上で開催してください。 なお、こどもの参加人数は10名以上が望ましいです。
④	校区外の子どもの参加は認められますか？	定員に空きがある場合や、こども食堂が校区境にある場合等は、保護者の了解を得た上で、認めるかどうかご判断ください。
⑤	安全面では特に何に注意する必要がありますか？	会場内外の点検や整備を行い、万が一事故等が起きた場合の対応についてもしっかりと考えておくことが必要です。 また、食物アレルギーは命に関わることがあります。アレルギーを持つ子どもには事前に申告してもらうなど、アレルギーの有無については必ず確認してください。アレルギー対応が難しい場合は、対応できないことをチラシに明記するなど、事前に周知してください。 さらに、食事を提供する場合は、食中毒等が発生しないよう十分な注意が必要です。
⑥	こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？	財団に直接ご相談ください。

(2) 助成内容

Q		A
⑦	運営助成の残金が発生した場合、その残金をどう取り扱えばいいですか？	助成金を清算いただくことになります。ただし、翌年度当初の開催にかかる経費として、必要な範囲内で、翌年度に積み立てていただくことは差し支えありません（Q9参照）。

Q		A
⑧	開催を中止したり、食品衛生責任者養成講習会に参加しなかった場合の助成金は、翌年度に積み立てることができますか？	開催を中止した場合等にかかる助成金については、積み立てができませんので、年度末に精算し、返還いただきます。
⑨	翌年度に積み立てることができる助成金に上限はありますか？	翌年度に積み立てることができる上限は、50,000 円です。
⑩	特別助成の助成金の額はどのように決まりますか？	年間を通じて、主に開催する実施形態が、「食事型」か、「市販品型」の提供かにより助成金の額を決定します。具体的には、「食事型」の実施回数が多ければ 50,000 円を、「市販品型」の実施回数が多ければ 30,000 円を交付します。
⑪	食事型で実施する場合、どこまで手作りする必要がありますか？	明確な線引きは難しいですが、手作りは「食材を調理したもの」としています。食事の提供に当たっては、手作りと加工食品・調理食品を上手に組み合わせて、バランスよく行っていただいたり、朝食・昼食・夕食の時間帯に提供いただくことが望ましいと考えます。
⑫	テイクアウト・デリバリー型での食事の提供は対象になりますか？	感染症の感染状況が蔓延時期等の非常時以外では、テイクアウト・デリバリー型は対象としません。
⑬	備品購入の上限額はありますか？	食事型は 50,000 円、市販品型は 30,000 円が上限です。上限を超える備品購入をご検討の場合は、事前に財団までご相談ください。
⑭	専門職連携助成の対象となる専門職はどんな方ですか？	社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、保育士、歯科衛生士等の専門的な資格を有し、実務経験のある方です。連携する専門職の方の情報や、実地における活動内容については、事前に財団まで届け出てください。
⑮	専門職の方には何をしてもらうことができますか？	子どもの見守りや、保護者を含む相談対応、実施後、運営スタッフに子どもや保護者への対応方法をフィードバックしていただくなどを想定しています。
⑯	運営スタッフの中に専門職がいる場合は専門職連携助成の対象となりますか？	既に専門資格を有する実務経験のある方が運営スタッフとして従事している場合は、専門職連携助成の対象とはなりません。

(3) 助成対象経費

Q		A
⑰	運営助成の経費として何が認められますか？	○食材費：食材の購入にかかる経費 ○消耗品費：使い捨てのエプロンやマスク、食器、その他調理用品、子どもの遊び道具等の経費で、1万円未満のもの ○使用料：会場使用料、機材の賃借料にかかる経費や、光熱水費 ○保険料：ボランティア行事用保険等にかかる経費 ○印刷費：チラシ等の印刷物にかかる経費 ○謝礼金：ボランティアや講師への謝礼にかかる経費 ※ ボランティアへの謝礼については、1人1回当たり2千円を上限として認めています。内規を制定するなどして、それに基づきお支払いください。 ○通信費：電話やFAX、郵送等にかかる経費 ○旅費：運営スタッフの研修参加等に係る経費
⑱	特別助成の経費は何が認められますか？	運営助成の経費として認めていない備品も対象となります。備品とは、機械器具等その性質、形状を変えることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるものをいい、具体的には、1つの価格が1万円以上のもの（合計ではありません。）をいいます。
⑲	当てはまる費目がない場合はどうすればいいですか？	費目の追加については、財団までご相談ください。
⑳	学生ボランティアの交通費は助成対象か？	学生ボランティアの参加の機会を提供していく観点から、その交通費については運営助成の対象経費として認めています。制度の積極的なご活用をお願いします。

(4) その他

Q		A
㉑	食事を提供する対象は子どもだけですか？	事業の趣旨を踏まえた上で、子どもだけでなく、高齢者や障害者等を含め提供していただくことは差し支えありません。その場合の高齢者や障害者等の料金は運営者が設定してください（Q29 参照）。
㉒	子どもたちの対象校区はどこまでですか？	原則食事を提供する場所における小学校区内の子どもたちを対象としてください。ただし、個別事情がある場合は、安全に配慮しながら、校区外についてもご対応いただくことは差し支えありません。

Q		A
②③	食事を提供する際の注意点は？	○施設設備の規模に応じた調理・提供食数としてください。 ○加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱してください。 ○調理済みの食品は、食中毒菌が増殖しやすい危険温度帯に置かれる時間が極力短くなるよう、適切な温度管理（10℃以下又は 65℃以上での保存）を行ってください。 ○食べ残した料理は、持ち帰らせないようにしてください。 ○その他、必要な衛生管理は明石市ホームページを参考にしてください。 ＜明石市ホームページ＞ 福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項 https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-eisei/shokuhineisei/documents/shishinnbesshi.pdf
②④	家庭の台所等で、原材料の下処理を行うことはできますか？	こども食堂で提供する食事の原材料の下処理は、保健所に届け出た「こども食堂」の調理場所又は食品衛生法に基づく営業許可施設（飲食店営業許可施設）内で行ってください。
②⑤	調理時の注意点は？	生野菜は熱を加えるなど、できる限り加熱調理してください。
②⑥	食事はすべて手作りしないといけないですか？	手作りと加工食品・調理食品を上手に組み合わせて、バランスよく食事を提供いただくことが大切と考えます。
②⑦	サンドウィッチ等も手作りの食事ですか？	明確に線引きすることは難しいですが、「食材を調理したもの」であれば、サンドウィッチ等も手作りの食事に該当します。
②⑧	1日に、朝食、昼食、夕食と3食提供したとき、回数はどうなりますか？	朝食、昼食、夕食とそれぞれ1回とカウントし、3回となります。
②⑨	大人も無料ですか？	大人の参加料については特に定めはありませんが、実費相当額を徴収してください。
③⑩	「明石市」を対象地域に気象警報（特別警報含む）が発表された場合、どう対応したらいいですか？	こども食堂を開催するかどうかについては、運営者の方でご判断いただきますが、以下のことを参考に検討ください。 ＜開催当日に警報が発令されている場合＞ <u>開催の4時間前</u>になっても警報が解除されていない

Q		A
		場合は、こども食堂の中止をご検討ください。 また、開催当日、気象予報等により警報の解除が見込めない場合は、4時間前にかかわらず、中止をご検討ください。なお、中止した場合は、参加予定の子どもや保護者に連絡するなど、必要な対応をお願いします。 ＜開催前日の段階において、当日に警報等の発令が予想される場合＞ 原則中止をご検討ください。
③①	気象警報等が発令されこども食堂を中止した場合、準備にかかった経費は助成対象ですか？	貴見のとおり助成対象です。
③②	食物アレルギー対応は必要ですか？	食物アレルギー対応をするかどうかは運営者の方で判断ください。食物アレルギー対応の有無はチラシ等に明記してください。
③③	営業許可を取る必要はありますか？	市内で福祉目的で行われる事業については、「福祉目的の事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針」（あかし保健所）に基づきあかし保健所への届け出は必要ですが、営業許可は不要です。ただし、「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」（あかし保健所）に基づき、衛生管理にご注意ください。
③④	保険の加入は必要ですか？	加入する保険に指定はありませんが、万が一に備え、物損や食中毒にも対応した保険にご加入ください。
③⑤	長期休みの間だけ開催場所を変更することはできますか？	財団に直接ご相談ください。
③⑥	子ども会等、特定の子どもを対象としていいですか？	「地域に開かれた運営ができること」が助成対象の要件となるため、対象となりません。
③⑦	チラシ作成時の留意点は何ですか？	チラシには以下の内容を記載してください。 ○事業名（「明石市こどもの居場所づくり事業」） ○アレルギー対応の有無
③⑧	SNS等にこども食堂の写真を掲載してもいいですか？	SNSや広報紙等に写真を掲載する場合は、子どもはもとより、必ず保護者の許可を得て行ってください。